

国家戦略特別区域法の一部を改正する法律案に対する附帯決議

政府は、本法の施行にあたっては、次の点に留意し、その運用等について遺憾なきを期すべきである。

一〇七（略）

八 国家戦略特別区域処方箋薬剤遠隔指導事業の実施に当たっては、薬剤師による服薬指導が対面を原則としていることに鑑み、あくまで離島や過疎地など、対面での服薬指導が困難な地域に限定し、これらの地域要件を外した全国展開を前提としないこと。